

小松市ふるさと納税事業代行業務プロポーザル審査会要領

(設置)

第1条 小松市ふるさと納税事業代行業務の契約相手方の決定にあたり、プロポーザル方式による当該業務の履行に最も適する者の特定を適正に行うため、小松市ふるさと納税事業代行業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会が所掌する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実施要領、審査方法、審査項目及び評価基準の確認に関する事項
- (2) 企画提案書等の審査に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、こまつ観光物産ネットワーク事務局長、小松商工会議所事務局長、市長公室部長、財政課長の総数4名を委員として、これを組織する。

2 委員の任期は、受託候補者を特定した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 審査会に委員長を置き、前条第1項に掲げる委員のうち、市長公室部長を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、前条第1項に掲げる委員のうち、財政課長がその職務を代理する。

(委員の責務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員は、当該プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市長公室広報秘書課で処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、当該業務の契約の締結の日限り、その効力を失う。